

- 福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県企業局職員定数条例の一部を改正する条例
- 福島県立病院事業職員定数条例の一部を改正する条例
- ふくしま受動喫煙防止条例
- 福島県教育関係職員定数条例等の一部を改正する条例
- 福島県立高等学校条例の一部を改正する条例
- 福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例
- 福島県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

条 例

福島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例、福島県職員定数条例等の一部を改正する条例、福島県出先機関設置条例の一部を改正する条例、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例、知事等の給与の特例に関する条例、福島県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例、福島県東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例、福島県ふるさとプロスポーツ応援寄附金基金条例、福島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例、福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例、福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、障がい者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例、福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県地域域活動支援

三 三 三 三 三 三 三 三 三 三

センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県魚介類商取引条例を廃止する条例、福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例、福島県安心こども基金条例の一部を改正する条例、福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県家畜改良増殖法施行条例の一部を改正する条例、福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、福島県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例、福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、福島県企業局職員定数条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業職員定数条例の一部を改正する条例、ふくしま受動喫煙防止条例、福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例、福島県立高等学校条例の一部を改正する条例、福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例及び福島県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第二号

福島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

福島県産業廃棄物税条例（平成十七年福島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

14 知事は、令和七年度末を別途として、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（税 務 課）

福島県条例第三号

福島県職員定数条例等の一部を改正する条例

（福島県職員定数条例の一部改正）

第一条 福島県職員定数条例（昭和三十六年条例第四十九号）の一部を次のように改正

する。

第一条第十号中「第二十二條第二項」を「第二十二條の第三項」に改める。

第二条 福島県職員定数条例等の一部を改正する条例の一部改正

(福島県職員定数条例等の一部を改正する条例(平成二十四年福島県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。)

附則第三項中「平成三十三年三月二十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(行政経営課)

福島県条例第四号

福島県出先機関設置条例の一部を改正する条例

福島県出先機関設置条例(平成五年福島県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「第六十四條第二項」を「第七十一條の十三第二項」に、「第六十四條の三」を「第七十一條の十四の二」に、「ものに限る。」及び自動車取得税を「種別割並びに環境性能割に限る。」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(行政経営課)

福島県条例第五号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第七條の三第一項第二号中「三万五千元」を「四万円」に改める。
第十條第二項第二号中「五万九千九百元」を「五万七千八百円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(人事委員会規則への委任)

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(人事課)

福島県条例第六号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例(昭和二十六年福島県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「署名捺印」を「署名」に改める。

第三条中「外」を「ほか」に改める。

様式(その一)及び(その二)中「㊸」を削り、同様式(その一)及び(その二)備考1中「㊸」を「㊹」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(人事課)

福島県条例第七号

知事等の給与の特例に関する条例

(知事、副知事、病院事業管理者、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料月額の特例)

第一条 知事、副知事、病院事業管理者、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料月額は、令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)において、特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年福島県条例第一号。以下「特別職給与条例」という。)第三条第一項の規定にかかわらず、その者に対応する特別職給与条例別表第一に掲げる額から当該額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四條第二項に規定する手当をいう。以下同じ。)の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる額とする。

一 知事 百分の十五

二 副知事 百分の十

三 病院事業管理者、教育委員会教育長及び常勤の監査委員 百分の五

(知事の秘書の給料月額の特例)

第二条 知事の秘書の給料月額は、特例期間において、特別職給与条例第三条第二項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき知事が定める額から当該額に百分の五を乗じて得た額(その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定に基づき知事が定める額とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(知事等の給与の特例に関する条例の廃止)

2 知事等の給与の特例に関する条例(平成三十一年福島県条例第五号)は、廃止する。

(人事課)

福島県条例第八号

福島県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

福島県住民基本台帳法施行条例(平成十四年福島県条例第七十号)の一部を次のよう

に改正する。
別表十の項中「同条例第二条の申請に関する」を「修学資金の貸与に関する事務又は同条例により貸与した修学資金の債権の管理に関する」に改める。
別表十一の項中「同条例第二条の申請に関する」を「修学資金の貸与に関する事務又は同条例により貸与した修学資金の債権の管理に関する」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(市町村行政課)

福島県条例第九号

福島県東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例

福島県東日本大震災復興交付金基金条例（平成二十四年福島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(地域政策課)

福島県条例第十号

福島県ふるさとプロスポーツ応援寄附金基金条例

(設置)

第一条 福島県を拠点に活動をするプロスポーツチームを応援する事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県ふるさとプロスポーツ応援寄附金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(純益金の処理)

第五条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合

におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。
(基金等を計上すべき予算)
第六条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(地域政策課)

福島県条例第十一号

福島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

福島県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年福島県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

第二十六条第二項中「掲げる書類」の下に「（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第五十四条第二項第二号に掲げる書類については、既に関係知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

第三十五条中「並びに法第五十二条第四項及び」を「、法第五十二条第四項及び第五項並びに」に改める。

附 則

1 この条例は、令和三年六月九日から施行する。

2 改正後の福島県特定非営利活動促進法施行条例第二十六条第二項の規定は、この条例の施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、この条例の施行日前に開始した事業年度に係る改正前の福島県特定非営利活動促進法施行条例第二十六条第二項において提出すべき書類については、なお従前の例による。

(文化振興課)

福島県条例第十二号

福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例

福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和五十二年福島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の二」を「第六条」に、「第六条」を「第七条」に改める。

「第二章 安全の確保及び取引等の適正化」を削る。

第六条を次のように改める。

(消費者基本計画)

第六条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、消費生活の安定及び向上に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を策定するものとする。

一 消費者基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

二 前号に掲げるもののほか、消費者施策を推進するために必要な事項

3 知事は、消費者基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、消費者基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

第六条の次に次の章名を付する。

第二章 安全の確保及び取引等の適正化

第七条を次のように改める。

（事業者の危害防止義務）

第七条 事業者は、消費者の安全を害するおそれがある商品等の供給を未然に防止するため、品質の改善、検査体制の整備等必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の規定により事業者が講ずべき措置について、当該事業者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

第九条中「第六条第二項」を「第七条第二項」に改める。

第十二条第一項及び第十九条第二項中「きいて」を「聴いて」に改める。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（消費生活課）

福島県条例第十三号

福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第八条に次の一項を加える。

3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十二条第六項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第十六条第六項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第二十一条第二項中「第二十九条」を「第三十条」に改める。

第二十三条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十三条に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十三条の二 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十四条第二項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第二十九条第一項第三号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

第三十条を第三十二条とし、第二十九条の次に次の二条を加える。

（虐待の防止）

第三十条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に

実施すること。
四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十一条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物という。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則
（施行期日）
1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
2 この条例の防止に係る経過措置
（虐待の防止に係る経過措置）
ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）
第二十条第四項及び第三十条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」とし、改正後の条例第七條の規定の適用については、「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規定を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）とする。」とする。
3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十三條の二の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十三條第三項の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」とする。
5 この条例の施行の日から令和三年九月三十日までの間、改正後の条例第二十九條第一項の規定の適用については、「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは「次の第一号から第三号までに定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じよう努めなければ」とする。
（養護老人ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）
6 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十四條

第二項第三号の規定にかかわらず、養護老人ホームは、その従業員又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。
（高齢福祉課）

福島県条例第十四号

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三十一条」を「第三十一条の二」に、「第五十三条」を「第五十三条・第五十四条」に改める。

第二条に次の一項を加える。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第六条中「規則で定める場合の介護職員及び看護職員（第四十条第二項（第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き」を削る。

第七条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。
八 虐待の防止のための措置に関する事項
第八条に次の一項を加える。

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
第十五条第六項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第二十三条第二項中「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める。
第二十四条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八條第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十四条に次の一項を加える。
4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十四条の二 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十一条の二 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第三十三条に次の一項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第三十四条第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十六条第八項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第四十条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第四十条に次の一項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四十二条中「第二十三条まで」の下に、「第二十四条の二」を加え、「第三十一条まで」を「第三十一条の二まで」に改める。

第四十五条第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。

第四十五条第六項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第四十七条第一項中「協議会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この号において「入所者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第四十八条中「及び第三十一条」を、「第三十一条及び第三十一条の二」に、「第三十一条まで」を「第三十一条の二まで」に改める。

第五十二条中「第二十三条まで」の下に、「第二十四条の二」を、「第三十一条」の下に、「第三十一条の二」を加え、「第三十一条まで」を「第三十一条の二まで」に改める。

第五十三条を第五十四条とし、第五十二条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第五十三条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物という。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されているもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)

第二条第五項(改正後の条例第四十八条において準用する場合を含む。)、第三十一条の二(改正後の条例第四十二条、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。)及び第三十三条第三項(改正後の条例第五十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるように努めなければならない」とし、改正後の条例第七條(改正後の条例第四十八条において準用する場合を含む。)及び第三十四条(改正後の条例第五十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項」に改め、次に「次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に關

する事項を除く。」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十四条の二(改正後の条例第四十二条、第四十八条、第五十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十四条第三項(改正後の条例第四十八条において準用する場合を含む。)及び第四十条第四項(改正後の条例第五十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」とする。

(高齢福祉課)

福島県条例第十五号

福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

改正する条例

福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条」を「第三十四条」に、「第三十四条」を「第三十五条・第三十六条」に改める。

第二条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第八条に次の一項を加える。

3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十七条第五項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第二十二條第二項中「第三十三條」を「第三十四條」に改める。

第二十四條第三項に後段として次のように加える。

その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十四條に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十四條の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十四條の二 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十六條第二項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第二十八條に次の一項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第三十三條第一項第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

第三十四條を第三十六條とし、第三十三條の次に次の二條を加える。

(虐待の防止)

第三十四條 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録等)

第三十五條 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙

第三十五條 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙

その他の有体物という。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されているもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」とする。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方式、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第三条中「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

4 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

附則第十一条中「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第二条第四項及び第三十四条(改正後の条例附則第十一条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、改正後の条例第七条(改正後の条例附則第十一条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「次に」とあるのは、「次に」と、虐待の防止のための措置に関する事項に「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十四条の二(改正後の条例附則第十一条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十四条第三項(改正後の条例附則第十一条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

5 この条例の施行の日から令和三年九月三十日までの間、改正後の条例第三十三条第一項(改正後の条例附則第十一条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第一号から第三号までに定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(軽費老人ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

6 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十六条第二項第三号(改正後の条例附則第十一条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、軽費老人ホームは、従業員又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(高齢福祉課)

福島県条例第十六号

福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成二十四年福島県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十四条・第五十五条」に改める。

第二条に次の二項を加える。

4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第十五条第六項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第十六条第六項中「会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第十九条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第十九条の二 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立し

た日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第十九条の三 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十八条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十九条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十九条に次の一項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十九条の次に次の一条を加える。
(業務継続計画の策定等)

第二十九条の二 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十一条に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十二条第二項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第三十四条に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十九条第一項第三号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うこ

とができるものとする。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。
第三十九条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十九条の二 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第四十三条に次の二項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たつては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十六条第八項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第五十条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十一条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十一条に次の一項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十三条中「第十九条」を「第十九条の二」に改め、「第二十七条まで」の下に「、第二十九条の二」を加える。

第五十四条を第五十五条とし、第五十三条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第五十四条 介護老人保健施設及びその従業員は、作成、保存その他これらに類するも

ののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されているもの（第九条第一項（第五十二条において準用する場合を含む。）及び第十二条第一項（第五十三条において準用する場合を含む。）並びに次に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

2 この条例の防止に係る経過措置

この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第四項、第三十九条の二（改正後の条例第五十三条において準用する場合を含む。）及び第四十三条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じないように努めなければ」とし、改正後の条例第二十八条及び第五十条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に定める規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）とする。」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十九条の二（改正後の条例第五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十九条第三項及び第五十一条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」とする。

（栄養管理に係る経過措置）

5 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十九条の

二（改正後の条例第五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

6 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十九条の三（改正後の条例第五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

7 この条例の施行の日から令和三年九月三十日までの間、改正後の条例第三十九条第一項（改正後の条例第五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは「次の第一号から第三号までに定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じよう努めなければ」とする。

（介護老人保健施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

8 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十二条第二項第三号（改正後の条例第五十三条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護老人保健施設は、その従業員又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的の実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めるものとする。

（高齢福祉課）

福島県条例第十七号

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百七十六条」を「第二百七十六条・第二百七十七条」に改める。

第三条に次の二項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第八十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第二十九条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十一条に次の一項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ

相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十一条の次に次の一条を加える。
(業務継続計画の策定等)

第三十一条の二 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十二条に次の一項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。(を)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

二 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第三十三条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十八条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第三十九条の次に次の一条を加える。
(虐待の防止)

第三十九条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)(を)定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

第四十六条中「第十九条」を「第十九条第一項」に改める。

第五十六条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

第五十六条の次に次の一条を加える。
(勤務体制の確保等)

第五十六条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十八条中「第三十一条」を「第三十一条の二」に、「第八条中」を「第八条第一項」に、「第三十二条」を「第三十二条第二項」に改める。

第六十二条中「第三十一条」を「第三十一条の二」に、「第三十七条(第五項及び第六項を除く。)、第三十八条から第四十条まで」を「から第四十条まで(第三十七条(第五項及び第六項を除く。))」に、「第八条中」を「第八条第一項中」に、「第十九条中」を「第十九条第一項中」に、「第三十二条」を「第三十二条第二項」に改める。

第七十六条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第七十八条中「第八条中」を「第八条第一項中」に改める。

第八十四条第五号中「会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(を)加える。

第八十六条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十八条中「第八条中」を「第八条第一項中」に改める。
第九十四条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービスの計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第九十四条に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

第九十五条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項
第九十七条中「第八条中」を「第八条第一項中」に改める。

第九十六条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項
第九十七条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場にお

いて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第九十九条に次の一項を加える。

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第一百十条第二項を次のように改める。

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第一百十条の二を第一百十条の三とし、第一百十条の次に次の一条を加える。
（地域との連携等）

第一百十条の二 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を供給する場合には、当該建物に居住する利用者以外

の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第一百十二条中「第二十七条」の下に、「第三十一条の二」を加え、「から第三十八条まで」を、「第三十七条、第三十九条の二」に改め、「第六六条」と、「の下に」同項、

第二十七条、第三十一条の二第二項、第三十三条第一項並びに第三十九条の二第一号及び第三号中」を加え、「第三十三号から第三十五号まで、第三十六条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第一百十二条の三中「第二十七条」の下に、「第三十一条の二」を加え、「から第三十八条まで」を、「第三十七号、第三十九号の二」に、「第三十三号において」を「第三十三号第一項において」に、「及び第三十三号」を「第三十一号の二第二項、第三十三号第一項並びに第三十九号の二第一号及び第三号」に改め、「及び第七百七条第三項」

を「第七百七条第三項及び第四項並びに第一百十条第二項第一号及び第三号」に改める。

第一百三十四号中「第二十七号」の下に、「第三十一条の二」を、「第三十八号」の下

に、「第三十九号の二」を加え、「第八号中」を「第八号第一項中」に改め、「第六百六

条と、」の下に、「同項、第二十七条、第三十一条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十九条の二第一号及び第三号中」を加え、「第十九条中」を「第十九条第一項中」に改め、「第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」とを削る。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第四百四十二条第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

二百四十三条第二項を次のように改める。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事務所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第四百四十五条中「第二十七条」の下に、「第三十一条の二」を加え、「第八条中」を「第八条第一項中」に、「第七十七条第三項」を「第七十七条第四項」に改める。

第六百六十三条第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第六百六十七条中「第二十六条」の下に、「第三十一条の二」を、「第四十条までの下に」（第三十八条第二項を除く。）を加え、「第三十二条」を「第三十一条の二第二項、第三十三条第一項並びに第三十九条の二第一号及び第三号」に改め、「第七十七条第三項」を「第七十七条第三項及び第四項並びに第一百十条第二項第一号及び第三号」に改める。

第七百七十七条第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第七百七十八条第四項に後段として次のように加える。
 その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第七百七十八条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第八十条の三中「第二十六条」の下に、「第三十一条の二」を、「第四十条」の下に、「第三十八条第二項を除く。」を加え、「第三十三条中」を「第三十一条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第三十三条第一項中」に改め、「同じ。」と、」の下に「同項並びに第三十九条の二第一号及び第三号中」を加え、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」を「共生型短期入所生活介護従業者」に、「第七十七条第三項」を「第七十七条第三項及び第四項並びに第一百十条第二項第一号及び第三号」に改める。

第七百七十七条中「第二十六条」の下に、「第三十一条の二」を加え、「第三十七条第五項及び第六項を除く。）、第三十八条から第四十条まで」を「から第四十条まで（第三十七条第五項及び第六項並びに第三十八条第二項を除く。）」に、「第十九条中」を「第十九条第一項中」に、「第三十三条中」を「第三十一条の二第二項、第三十三条第一項及び第四項並びに第三十九条の二第一号及び第三号中」に、「第七十七条第三項」を「第七十七条第四項及び第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。」に改める。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百三十二条中「第二十六条」の下に、「第三十一条の二」を、「第四十条までの下に」（第三十八条第二項を除く。）を加え、「第三十三条中」を「第三十一条の二第二項、第三十三条第一項並びに第三十九条の二第一号及び第三号中」に、「第七十七条第三項」を「第七十七条第三項及び第四項」に改め、「短期入所療養介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」とを加え、「第二百五十一条第一項中」に改める。

第二百三十二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百三十三条第四項に後段として次のように加える。
 その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百三十三条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百二十五条第六項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第二百三十一条第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項
 第二百三十二条第四項に後段として次のように加える。

その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百三十六条中「第二十六条」の下に、「第三十一条の二」を、「第三十六条」の下に、「第三十七条、第三十九条」を加え、「第三十三条から第三十五条まで、第三十六条」を「第三十一条の二第二項、第三十三条第一項並びに第三十九条の二第一号及び第三号」に、「第五十四条中「訪問入浴介護従業者」を「第一百十条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」に改める。

第二百四十四条第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。
 十 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百四十七条中「第二十六条」の下に、「第三十一条の二」を、「第三十六条」の下に、「第三十七条、第三十九条」を加え、「第三十三条から第三十五条まで、第三十六条」を「第三十一条の二第二項並びに第三十九条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第三十三条第一項」に改め、「特定施設の従業者」との下に、「第一百十条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と」を加える。

第二百五十六条第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。
 六 虐待の防止のための措置に関する事項
 第二百五十九条に次の第一項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 一 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

二 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
 第二百六十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による提示に代えることができる。

第二百六十二条中「第二十六条」の下に、「第三十一条の二」を加え、「第一百七十七条第一項及び第二項」を「第一百七十七条第一項、第二項及び第四項」に、「第八条中」を「第八十一条第一項中」に改め、「第二百五十六条」と、「の」の下に「同項、第三十一条の二第二項並びに第三十九条の二第一号及び第三号中」を加え、「第十九条中」を「第十九条第一項中」に、「第一百七十七条第二項」を「第一百七十七条第一項、第二項及び第四項中「通所介護事業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」に改める。

第二百六十四条中「第二十六条」の下に、「第三十一条の二」を加え、「第三十七条（第五項及び第六項を除く。）、第三十八条から第四十条まで」を「第三十七條（第五項及び第六項を除く。）、第三十八條から第四十条まで」から第四十条まで（第三十七條第五項及び第六項を除く。）に、「第一百七十七条第一項及び第二項」を「第一百七十七条第一項、第二項及び第四項」に、「第八条中」を「第八十一条第一項中」に改め、「第三十一条の二第二項並びに第三十九条の二第一号及び第三号中」を加え、「第十九条中」を「第十九条第一項中」に、「第一百七十七条第二項」を「第一百七十七条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」に改める。

第二百七十五条中「第二十六条」の下に、「第三十一条の二」を加え、「第一百七十七条第一項及び第二項」を「第一百七十七条第一項、第二項及び第四項」に、「第八条中」を「第八十一条第一項中」に改め、「準用する第二百五十六条」と、「の」の下に「同項、第三十一条の二第二項、第三十二条第三項第一号及び第三号並びに第三十九条の二第一号及び第三号中」を加え、「第三十二条中」を「第三十二条第一項中」に、「第一百七十七条第二項」を「第一百七十七条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」に改める。

第二百七十六条を第二百七十七条とし、第二百七十五条の次に次の一条を加える。
 （電磁的記録等）
第二百七十六条 指定居宅サービス事業所及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条第一項（第四十一条の三、第四十六条、第五十八条、第六十二条、第七十八条、第八十八条、第九十七条、第一百十二条、第一百十一条の三、第一百三十四条、第一百四十五条、第一百六十七條（第七十八條において準用する場合を含む。）、第一百八十条の三、第一百八十七條、第二百七条（第二百十五條において準用する場合を含む。）、第二百三十六條、第二百四十七條、第二百六十二条、第二百六十四条及び第二百七十五條において準用する場合を含む。）及び第二百二十三條第一項（第二百四十七條において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができな

切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三条中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第十四条第六項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第十五条第六項中「行う会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この号において「入所者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第二十条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第二十条の二 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十条の三 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十七条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十八条第三項の後段として次のように加える。

その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十八条の次に次の一項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十八条の二 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業

務継続計画の変更を行うものとする。

第三十条の次に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十一条第二項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第三号中「並びにまん延」を「及びまん延」に改め、「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同項第四号中「及び食中毒」を「又は食中毒」に改める。

第三十三条の次に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

第三十九条第一項第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

第三十九条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十九条の二 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

第四十三条の次に次の二項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たつては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十六条第八項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第五十条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十一条第四項の後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十三条中「第二十六条まで」の下に、「第二十八条の二」を加える。
 「第六章 委任」を「第六章 雑則」に改める。
 第五十四条を第五十五条とし、第五十三条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第五十四条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第八条第一項（第五十三条において準用する場合を含む。）及び第十一条第一項（第五十三条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第四項、第三十九条の二（改正後の条例第五十三条において準用する場合を含む。）及び第四十三條第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」とし、改正後の条例第二十七条及び第五十条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定め

ておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十八条の二（改正後の条例第五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十八条第三項及び第五十一条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」とする。
 （栄養管理に係る経過措置）

5 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十条の二（改正後の条例第五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。
 （口腔衛生の管理に係る経過措置）

6 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十条の三（改正後の条例第五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。
 （事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

7 この条例の施行の日から令和三年九月三十日までの間、改正後の条例第三十九条第一項（改正後の条例第五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは「次の第一号から第三号に定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じよう努めなければ」とする。

（指定介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

8 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十一条第二項第三号（改正後の条例第五十三条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。
 （高齢福祉課）

福島県条例第十九号

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定介護予防サ―ビス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ―ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百六十六条」を「第二百六十六条・第二百六十七条」に改める。

第三条に次の二項を加える。

3 指定介護予防サ―ビス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定介護予防サ―ビス事業者は、指定介護予防サ―ビスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第五十四条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十四条の二第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十四条の二に次の一項を加える。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十四条の二の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第五十四条の二の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第五十四条の三に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第五十四条の四に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第五十四条の九の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第五十四条の十の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第五十四条の十の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

第六十二条中「第五十四条の四」を「第五十四条の四第一項」に、「第五十条の十三」を「第五十条の十三第一項」に改める。

第七十二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第七十二条の次に次の一条を加える。

（勤務体制の確保等）

第七十二条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防防

問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第七十四条中「第五十四条の二」を「第五十四条の二」に、「第五十四条の四」を「第五十四条の四第一項」に、「第五十四条の三」を「第五十四条の三第二項」に改める。

第八十二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十四条中「第五十四条の二」を「第五十四条の二」に、「及び第六十八条」を「第六十八条及び第七十二条の二」に、「第五十四条の四」を「第五十四条の四第一項」に、「第五十四条の三」を「第五十四条の三第二項」に改め、「設備及び備品等」との下に、「第七十二条の二中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」とを加える。

第八十六条第一項第一号中「構成される会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第九十一条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十三条中「第五十四条の二」を「第五十四条の二」に、「及び第六十八条」を「第六十八条及び第七十二条の二」に、「第五十四条の四」を「第五十四条の四第一項」に、「第五十四条の三」を「第五十四条の三第二項」に改め、「設備及び備品等」との下に、「第七十二条の二中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」とを加える。

第九十五条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たつては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあつた場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第九十五条に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たつては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第九十二条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十二条の二第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第九十二条の二に次の一項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第九十二条の四に次の一項を加える。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第九十二条第二項を次のように改める。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生

し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第二百二十三条中「第五十一条の三」の下に、「第五十四条の二の二」を加え、「第五十四条の四」を「第五十四条の四第一項中」に改める。

第三百三十八条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第三百三十九条の二第二項を次のように改める。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第四百四十二条中「第五十三条」の下に、「第五十四条の二の二」を、「第五十四条の十一」まで」の下に「（第五十四条の九第二項を除く。）」を加え、「第五十四条の四」を「第五十四条」とあるのは「第三百三十八条」と、「第五十四条の二の二第二項、第五十四条の四第一項並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号中」に改め、「介護予防短期入所生活介護従業者」との下に、「第五十四条の四第一項中「第五十四条」とあるのは「第三百三十八条」と」を加える。

第五百五十六条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第五百五十七条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八十二条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）

に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五百五十七条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第六百六十四条の三「第五十三条」の下に、「第五十四条の二の二」を、「第五十四条の十一」まで」の下に「（第五十四条の九第二項を除く。）」を加え、「この場合において」の下に、「第五十四条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」を加え、「第五十四条の四」を「第五十四条の四第一項中」に、「「介護予防訪問入浴介護従業者」を「同項並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」を「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」に、「第二百二十条の二第三項」を「第二百二十条の二第三項及び第四項」に、「及び第三百三十七条」を「第三百三十七條並びに第三百三十九條の二第二項第一号及び第三号」に改める。

第七百七十一条中「第五十三条」の下に、「第五十四条の二の二」を加え、「から第五十四条の七」まで、第五十四条の八（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の九（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の十（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の十一（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の十二（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の十三（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の十四（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の十五（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の十六（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の十七（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の十八（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の十九（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の二十（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の二十一（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の二十二（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の二十三（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の二十四（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の二十五（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の二十六（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の二十七（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の二十八（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の二十九（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の三十（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の三十一（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の三十二（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の三十三（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の三十四（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の三十五（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の三十六（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の三十七（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の三十八（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の三十九（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の四十（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の四十一（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の四十二（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の四十三（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の四十四（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の四十五（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の四十六（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の四十七（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の四十八（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の四十九（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の五十（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の五十一（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の五十二（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の五十三（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の五十四（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の五十五（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の五十六（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の五十七（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の五十八（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の五十九（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の六十（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の六十一（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の六十二（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の六十三（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の六十四（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の六十五（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の六十六（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の六十七（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の六十八（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の六十九（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の七十（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の七十一（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の七十二（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の七十三（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の七十四（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の七十五（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の七十六（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の七十七（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の七十八（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の七十九（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の八十（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の八十一（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の八十二（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の八十三（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の八十四（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の八十五（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の八十六（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の八十七（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の八十八（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の八十九（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の九十（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の九十一（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の九十二（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の九十三（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の九十四（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の九十五（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の九十六（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の九十七（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の九十八（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の九十九（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の百（第五項及び第六項を除く。）」を加え、「第三百二十条の二第三項」を「第三百二十条の二第三項及び第四項」に改める。

第七百七十八条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第八百八十一条中「第五十三条」の下に、「第五十四条の二の二」を、「第五十四条の十一」まで」の下に「（第五十四条の九第二項を除く。）」を、「この場合において」の下に、「第五十四条の二の二第二項、第五十四条の四第一項並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と」を加え、「第五十四条の四」を「第五十四条の四第一項中」に改め、「「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と」を削り、「第二百二十条の二第三項中」を「第二百二十条の二第三項及び第四項並びに第二百二十一条第二項第一号及び第三号中」に、「第三百三十三条中」を「第三百三十三

条第一項中」に改める。

第七 虐待の防止のための措置に関する事項

第七百九十四条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八條第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第七百九十四条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第七百九十四条第三項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第七百九十二条第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第七百九十三条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八條第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第七百九十三条に次の一項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第七百九十二条中「第五十三條まで」の下に「第五十四條の二の二」を、「第五十四條の十一まで」の下に「（第五十四條の九第二項を除く。）」を加え、「第五十二條及び第五十四條の四」を「第五十二條、第五十四條の二の二第二項、第五十四條の十の二第一号及び第三号並びに第五十四條の四第一項」に、「第五十四條」を「第五十四條の四第一項中「第五十四條」に改め、「第二百四十四條」との下に「第三百二十九條の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第七百三十一條第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第七百三十四條中「第五十三條まで」の下に「第五十四條の二の二」を、「第五十四條の十一まで」の下に「（第五十四條の九第二項を除く。）」を加え、「第五十二條」を「第五十二條、第五十四條の二の二第二項並びに第五十四條の十の二第一号及び第三号」に、「第五十四條の四中」を「第五十四條の四第一項中」に改め、「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」との下に「第三百二十九條の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第七百四十二條第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第七百四十五條に次の一項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第七百四十六條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第七百四十八條中「第五十三條」の下に「第五十四條の二の二」を加え、「第二百一十條の二第一項及び第二項」を「第二百一十條の二第一項、第二項及び第四項」に、「第五十條の二中」を「第五十條の二第一項中」に改め、「第二百四十二條」と、「の二」の下に「同項、第五十四條の二の二第二項並びに第五十四條の十の二第一号及び第三号中」を、「サービス利用」との下に「同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第七百五十三條中「第五十三條」の下に「第五十四條の二の二」を加え、「から第五十四條の七まで、第五十四條の八（第五項及び第六項を除く。）、第五十四條の九」を削り、「第五十四條の十一まで」の下に「（第五十三條の八第五項及び第六項を除く。）」を加え、「第二百一十條の二第一項及び第二項」を「第二百一十條の二第一項、第二項及び第四項」に、「第五十條の二中」を「第五十條の二第一項中」に、「第二百一十二條」と、「を」を「第二百四十二條」と、同項、第五十四條の二の二第二項並びに第五十四條の十の二第一号及び第三号中」に、「第五十條の十三中」を「第五十條の十三」を「第五十條の十三第三

「項中」に改め、「サービスの利用」との下に、「同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」とを加える。

第二百六十二条中「第五十三条」の下に、「第五十四条の二の二」を加え、「第二十條の二第二項及び第二項」を、「第二十條の二第二項、第二項及び第四項」に、「第五十條の二中」を「第五十條の二第二項中」に、「第二百四十二條」と、「第二百四十二條」と、同項、第五十四條の二の二第二項、第五十四條の三第三項第一号及び第三号並びに第五十四條の十の二第一号及び第三号中」に改め、「サービス利用」との下に、「同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百六十六条を第二百六十七条とし、第二百六十五条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第二百六十六条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当た者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第五十條の五第一項(第六十二條、第七十四條、第八十四條、第九十三條、第二百二十三條、第四百四十二條(第五百九十九條において準用する場合を含む。))、第六百六十四條の三、第六百七十一條、第六百八十一條(第九十六條において準用する場合を含む。))、第二百三十七條、第二百三十四條、第二百四十八條、第二百五十三條及び第二百六十二條において準用する場合を含む。)及び第二百九十九條第一項(第二百三十四條において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当た者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法)を用いることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)(第三條第三項及び第五十四條の十の二(改正後の条例第六十二條、第七十

四條、第八十四條、第九十三條、第二百二十三條、第四百四十二條(改正後の条例第五百九十九條において準用する場合を含む。))、第六百六十四條の三、第六百七十一條、第六百八十一條(改正後の条例第九十六條において準用する場合を含む。))、第二百三十七條、第二百三十四條、第二百四十八條、第二百五十三條及び第二百六十二條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、改正後の条例第五十四條(改正後の条例第六十二條において準用する場合を含む。))、第七十二條、第八十二條、第九十一條、第二百二十條、第三百八十八條(改正後の条例第六十四條の三及び第七十一條において準用する場合を含む。))、第五百五十六條、第六百七十八條、第九百九十三條、第二百二十二條、第二百三十一條及び第二百四十二條(改正後の条例第二百五十三條及び第二百六十二條において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に定める規程を定め、次」に」とともに、「次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第五十四條の二の二(改正後の条例第六十二條、第七十四條、第八十四條、第九十三條、第二百二十三條、第四百四十二條(改正後の条例第五百九十九條において準用する場合を含む。))、第六百六十四條の三、第六百七十一條、第六百八十一條(改正後の条例第九十六條において準用する場合を含む。))、第二百三十七條、第二百三十四條、第二百四十八條、第二百五十三條及び第二百六十二條(第二百五十三條及び第二百六十二條において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(指定介護予防サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第五十四條の三第三項(改正後の条例第六十二條、第七十四條、第八十四條、第九十三條及び第二百六十二條において準用する場合を含む。))、第二百三十一條第二項(改正後の条例第六百八十一條(第九十六條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))、第三百九十九條の二第二項(改正後の条例第五百九十九條、第六百六十四條の三、第六百七十一條、第二百三十七條及び第二百四十四條において準用する場合を含む。))及び第二百四十五條第六項(改正後の条例第二百五十三條において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第五十四條の二第三項(改正後の条例第六十二條において準用する場合を含む。))、第二百二十條の二第三項(改正後の条例第六十二條、第六百六十四條の三、第六百七十一條及び第百

八十一条において準用する場合を含む。）、第五百五十七條第四項、第九百九十四條第四項及び第二百十三條第四項（改正後の条例第二百三十四條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」とする。

（高齢福祉課）

福島県条例第二十号

福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「委任（第五十五条）」を「雑則（第五十五条・第五十六条）」に改める。

第二条に次の二項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人權の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三条第一項第一号中「医師、薬剤師及び栄養士」を「医師及び薬剤師」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 栄養士又は管理栄養士

第三条第三項第一号中「医師、薬剤師及び栄養士」を「医師及び薬剤師」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 栄養士又は管理栄養士

第十六条第六項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第十七条第六項中「行う会議」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。）」を加える。

（栄養管理）

第十九条の二 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第十九条の三 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立

した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十八条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十八条に次の一項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十八条の二 指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十条に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十一条第二項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第三十三条に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第三十八条第一項第三号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十八条之二

指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。
- 四十二条に次の二項を加える。
 - 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
 - 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- 第四十七条第八項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。
- 第五十一条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。
 - 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第五十二条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 第五十二条に次の一項を加える。
 - 5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 第五十四条中「第十九条」を「第十九条の二」に改め、「第二十六条まで」の下に「、第二十八条の二」を加える。
 - 「第六章 委任」を「第六章 雑則」に改める。
- 第五十五条を第五十六条とし、第五十四条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録等）
- 第五十五条** 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されてい

る又は想定されるもの（第十条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 虐待の防止に係る経過措置
- 3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第四項、第三十八条の二（改正後の条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び第四十二条第三項の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じよう努めなければならない」とし、改正後の条例第二十七条及び第五十一条の適用については、これらの規定中、「次に」とあるのは「次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。
- 4 業務継続計画の策定等に係る経過措置
- 5 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十八条の二（改正後の条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「講じなければならない」とあるのは「講じよう努めなければならない」と、「実施しなければならない」とあるのは「実施しよう努めなければならない」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
- 6 認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置
- 7 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十八条第三項及び第五十二条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じよう努めなければならない」とする。
- 8 栄養管理に係る経過措置
- 9 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十九条の二（改正後の条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。
- 10 口腔衛生の管理に係る経過措置

6 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十九条の三（改正後の条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

7 この条例の施行の日から令和三年九月三十日までの間、改正後の条例第三十八条第一項（改正後の条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「次に掲げる措置を講じなければならない」とあるのは「次の第一号から第三号までに定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じよう努めなければならない」とする。

（指定介護療養型医療施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

8 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十一条第二項第三号（改正後の条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定介護療養型医療施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

（高齢福祉課）

福島県条例第二十一号

福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

条例の一部を改正する条例

福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年福島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条」を「第五十五条・第五十六条」に改める。

第二条に次の二項を加える。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の第二項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第十六条第六項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第十七条第六項中「行う会議」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第二十条の次に次の二条を加える。

（栄養管理）

第二十条の二 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第二十条の三 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十九条中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改め、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条の二に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三十条に次の一項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十条の二 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十二条に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十三条第二項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練」を加える。

第三十五条に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、

かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第四十条第一項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。
第四十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十条の二 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)(を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第四十四条に次の二項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
第四十七条第八項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第五十一条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十二条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)(に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十二条に次の一項を加える。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十四条中「第二十条」を「第二十条の二」に改め、「第二十八条まで」の下に「

第三十条の二」を加える。

第五十五条を第五十六条とし、第五十四条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第五十五条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)(で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。))及び第十三条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)(については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(により行うことができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)(のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)(によることができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)(のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)(によることができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)(のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)(によることができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)(のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)(によることができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)(のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)(によることができる。

附 則

1 (施行期日)

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

2 (虐待の防止に係る経過措置)

この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)(第二条第四項、第四十条の二(改正後の条例第五十四条において準用する場合を含む。))及び第四十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるように努めなければならない」とし、改正後の条例第二十九条及び第五十一条の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に定める規程を定めよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)(とする。

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十条の二(改正後の条例第五十四条において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、「実施しなければならない」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十条第一(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十条第一(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十条第一(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十条第一(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

三項及び第五十二條第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

5 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十條の二(改正後の条例第五十四條において準用する場合を含む。)の適用については、「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

6 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十條の三(改正後の条例第五十四條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

7 この条例の施行の日から令和三年九月三十日までの間、改正後の条例第四十條第一項(改正後の条例第五十四條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第一号から第三号までに定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(介護医療院における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

8 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十三條第二項第三号(改正後の条例第五十四條において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めるものとする。

(高齢福祉課)

福島県条例第二十二号

障がい者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例

する条例

障がい者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例(平成八年福島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表福島県自然の家の項を削る。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県条例第二十三号

福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年福島県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講じるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第三十二條中「第三十六條」を「第三十六條第一項」に改める。

第三十四條に次の一項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十四條の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十四條の二 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十五條に次の一項を加える。

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。(を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第三十六條に次の一項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十六條の次に次の一条を加える。

(身体拘束等の禁止)

第三十六條の二 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
 - 3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 第四十一条の次に次の一条を加える。
- 第四十一条の二** 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 第四十四条第一項及び第二項中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。
- 第四十九条第一項中「第三十三条」の下に、「第三十六条の二」を加え、「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。
- 第四十九条第二項中「第三十三条」の下に、「第三十六条の二」を加え、「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。
- 第六十条第五項中「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。
- 第六十九条中「第七十四条」を「第七十四条第一項」に改める。
- 第七十条に次の一項を加える。
- 4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係な背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 第七十二条に次の一項を加える。
- 3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 第七十三条第二項を次のように改める。
- 2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 第七十四条に次の一項を加える。
- 2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
- 第七十五条を次のように改める。
- 第七十五条 削除**
- 第七十七条第二項第四号中「第七十五条第二項」を「次条において準用する第三十六条の二第二項」に改める。
- 第七十八条中「第三十七条、第三十八条第一項」を「第三十四条の二、第三十六条の二から第三十八条（第二項を除く。）まで」に、「第四十一条」を「第四十一条の二」に改める。
- 第八十七条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。
- 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第九十四条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第九十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。
- 第九十一条中「第九十四条」を「第九十四条第一項」に改める。
- 第九十二条第二項を次のように改める。
- 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

「第二十一条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、「同項第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第二十一条において準用する第七十五条第二項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号まで」に、「第九十四条中」を「第九十四条第一項中」に改める。

「第二十一条の四第四項及び第五項中「する日中サービスマニエッタ指定共同生活援助」を「する日中サービスマニエッタ指定共同生活援助事業所」に改める。

「第二十一条の十一中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、「同項第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第二十一条の十一において準用する第七十五条第二項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号まで」に、「第九十四条中」を「第九十四条第一項中」に改める。

「第二十一条の十四第三項中「する外部サービスマニエッタ指定共同生活援助」を「する外部サービスマニエッタ指定共同生活援助事業所」に改める。

「第二十一条の二十一に次の一項を加える。
5 外部サービスマニエッタ指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービスマニエッタ指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

「第二十一条の二十二中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、「同項第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第二十一条の二十二において準用する第七十五条第二項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号まで」に、「第九十四条中」を「第九十四条第一項中」に改める。

「第二十一条第一項中「及び第五項」を削り、同条第二項中「第六項」を「第五項」に改める。

「第二十条第一項中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第六十一条まで」を「第六十二条まで」に改め、「第七十二条まで」の下に、「第七十六条」を、「第八十三条」の下に、「第八十八条から第九十条まで」を加え、「及び第九十四条」を「及び第九十二条から第九十四条まで」に、「第二百十条第二項から第五項まで」を「第二百十条第一項」に、「同項第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号まで」に改め、「第二百十条第一項」との下に、「第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」とを加え、「第九十四条」を「第九十四条第一項」に改め、同条第二項中「第六十二条、第七十五条、第七十六条、第七十九条」を「第七十九条」に、「から第九十条まで、第

九十二条及び第九十三条」を「及び第八十七条」に改め、「第七十五条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、「及び第八十八条第四項」及び「第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービスマニエッタ事業所」とを削り、同条第三項中「第六十二条、第七十五条、第七十六条、第八十八条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十四条」を「第九十二条、第九十三条、第九十四条」に改め、「第七十五条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第八十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービスマニエッタ事業所」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービスマニエッタ事業所」とを削り、同条第四項中「第六十二条、第七十五条、第七十六条、第八十八条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十四条」を「第九十二条、第九十三条、第九十四条」に改め、「第八十六条」を「第八十八条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条」及び「第七十五条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第八十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービスマニエッタ事業所」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービスマニエッタ事業所」とを削る。

「特定基準該当障害福祉サービスマニエッタ事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービスマニエッタ事業所」とを削る。

「第九十二条第二項及び第九十三条」を「第九十二条」に改める。

「第九十二条第二項及び第九十三条」を「第九十二条」に改める。

「第九十二条第二項及び第九十三条」を「第九十二条」に改める。

「第九十二条第二項及び第九十三条」を「第九十二条」に改める。

「第九十二条第二項及び第九十三条」を「第九十二条」に改める。

「第九十二条第二項及び第九十三条」を「第九十二条」に改める。

「第九十二条第二項及び第九十三条」を「第九十二条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の福島県指定障害福祉サービスマニエッタの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第四条第三項及び第四十一条の二（改正後の条例第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第一百十条、第一百十一条、第一百二十二条、第一百四十九条、第一百四十九条の四、第一百五十九条、第一百五十九条の四、第一百七十二条、第一百八十五条、第一百九十条、第一百九十四条、第一百九十四条の十二、第一百九十四条の二十、第二百一条、第二百一条の十一、第二百一条の二十二並びに第二百十条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、

「講ずるよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十四条の二（改正後の条例第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第一百十條、第一百十條の四、第一百二十三條、第一百四十九條、第一百四十九條の四、第一百五十九條、第一百五十九條の四、第一百七十二条、第一百八十五条、第一百九十条、第一百九十四条、第一百九十四条の十二、第一百九十四条の二十、第二百一条、第二百一条の十一、第二百一条の二十二並びに第二百一条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十五条第三項（改正後の条例第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第二百二十三條、第二百二十三條の十二並びに第二百九十四条の二十において準用する場合を含む。）、第七十三条第二項及び第九十二条第二項（改正後の条例第九十五条の五、第一百十條、第一百十條の四、第一百四十九條、第一百四十九條の四、第一百五十九條、第一百五十九條の四、第一百七十二条、第一百八十五条、第一百九十条、第一百九十四条、第二百一条、第二百一条の十一、第二百一条の二十二及び第二百十條第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

5 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十六条の二第三項（改正後の条例第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第一百十條、第一百十條の四、第二百二十三條、第二百四十九條、第二百四十九條の四、第二百五十九條、第二百五十九條の四、第二百七十二条、第二百八十五条、第二百九十条、第二百九十四条、第二百九十四条の四、第二百九十四条の十一、第二百九十四条の二十二並びに第二百十條第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（障がい福祉課）

福島県条例第二十四号

福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

（福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第一条 福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条第一項第四号中エを削り、オをエとする。

第七条第一項中「及びエ」を削り、同条第二項中「イ(2)及びオ」を「イ(2)及びエ」に改める。

第十五条第一項中「平成二十四年福島県条例第九十号」の下に「。第三十六条第三項において「指定障害福祉サービス等基準」という。を加える。

第二十七条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第三十六条見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス等基準第九十四条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第九十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第四十六条第一項中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改める。

第四十七条に次の一項を加える。

4 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四十七条の次に次の一項を加える。

（業務継続計画の策定等）

第四十七条の二 指定障害者支援施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第四十九条に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第五十条第二項を次のように改める。

2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒

が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

第五十二条に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第五十三条に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。

第五十九条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第五十九条の二 指定障害者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成三十年福島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第三条第三項及び第五十九条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の条例第四十七条の二の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の条例第五十条第二項の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

5 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の条例第五十三条第三項の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（障がい福祉課）

福島県条例第二十五号

福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第八条に次の一項を加える。

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十七条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第二十五条に次の一項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十五条の二 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十七条第二項を次のように改める。

2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行なうこと。

第二十八条に次の一項を加える。

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行なうこと。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十二条の二 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行なうこと。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

第四十四条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第二百六条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同令第二百六条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整に努めなければならない。

第四十八条第二項を次のように改める。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行なうこと。

第五十条、第五十五条及び第六十条中「第三十二条まで」を「第三十二条の二まで」に改める。

第六十三条中第六項を削り、第七項を第六項とする。

第六十四条第二項中「第五項まで及び第七項」を「第六項まで」に改める。

第六十七条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第六十九条中「第三十二条まで」を「第三十二条の二まで」に改める。

第七十一条の二の次に次の一条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第七十一条の三 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に關し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第八十二条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、

指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。
 第八十四条及び第八十七条中「第三十二条まで」を「第三十二条の二まで」に改める。
 第八十九条第一項中「及び第六項」を削り、同条第二項中「及び第七項」を「及び第六項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第三項第三項及び第三十二条の二（改正後の条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十五条の二（改正後の条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなれば」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十七条第二項及び第四十八条第二項（改正後の条例第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

5 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十八条第三項（改正後の条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
 （障がい福祉課）

福島県条例第二十六号

福島県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第四条に次の一項を加える。

3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第六条第二項第二号中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同項第三号中「第十八条第二項」を「第十九条第二項」に改める。
 第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。
 （虐待の防止）

第十九条の二 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。
 第十五条第二項を次のように改める。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 一 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第十九条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 二 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 三 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。
 （業務継続計画の策定等）

第十五条の二 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
 3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
 第十三条の次に次の一条を加える。

第十四条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、勤務体制の確保等）

地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、

- 職員勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならぬ。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。
- 4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

附 則

- 1 (施行期日)
この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 (経過措置)
この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の福島県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第二条第四項及び第十九条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十五条の二の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努めるとする」。
- 4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十六条第二項の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(障がい福祉課)

福島県条例第二十七号

福島県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 福島県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第九十四号)の一部を次のように改正する。
- 第二条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。
 - 第五条に次の一項を加える。
 - 3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
 - 第七条第二項第二号中「第十五条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同項第三号中「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。
(虐待の防止)

第十七条の二

- 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - 二 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。
 - 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第十三条第二項を次のように改める。

福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第十七条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の二

- 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。
 - 3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十二条

- 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
 - 3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の福島県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第二条第四項及び第十七条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十三条の二の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努めるとする」。

4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十四条第二項の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(障がい福祉課)

福島県条例第二十八号

福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

改正する条例

福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十五条の二」に改める。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第七条に次の一項を加える。

3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十一条第一項第五号中エを削り、オをエとする。

第十二条第一項中「及びエ」を削り、同条第二項中「イ(2)及びオ」を「イ(2)及びエ」に改める。

第十九条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする」に改める。

第二十八条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たつては、利用者が、指定就労定着支援(福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年福島県条例第九十号)第九十四条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第九十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たつては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十七条の二 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十九条第二項を次のように改める。

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

第四十一条に次の一項を加える。

- 3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十五条の次に次の一条を加える。
 (虐待の防止)

- 第四十五条の二 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - 二 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

附 則

- 1 (施行期日)
 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 (経過措置)
 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の福島県障害者支援施設設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第三十三条第三項及び第四十五条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十七条の二の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十九条第二項の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 5 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の条例第四十一条第三項の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(障がい福祉課)

福島県条例第二十九号

福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県保健師等修学資金貸与条例（昭和三十七年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。
 附則第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「知事が別に定める日」に改める。
 別表県内の項第八号中「（第一号から第五号まで及び第七号に掲げる施設において三年以上保健師等の業務に従事した者が、引き続き当該事業所において従事する場合に限る。）」を削る。

附 則

- 1 この条例は令和三年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福島県保健師等修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日前に福島県保健師等修学資金貸与条例第二条に規定する修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けていない者で同日以後に新たに修学資金の貸与を受けるものについて適用し、同日前に修学資金の貸与を受けていた者については、なお従前の例による。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県条例第三十号

福島県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県理学療法士等修学資金貸与条例（平成六年福島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。
 第一条中「又は歯科衛生士」を「、歯科衛生士又は臨床検査技師」に改める。
 第二条第一号ア中「又は歯科衛生士法」を「、歯科衛生士法」に改め、「第十二条第一号」の下に「又は臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号」を加え、同号イ中「又は歯科衛生士法」を「、歯科衛生士法」に改め、「歯科衛生士養成所」の下に「又は臨床検査技師等に関する法律第十五条第一号の規定に基づき都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所」を加える。
 第四条の見出しを「連帯保証人」に改め、同条中「保証人」を「連帯保証人」に改める。

第六条中「となり」を「の免許（以下「免許」という。）を取得し」に、「理学療法士等となつた」を「免許取得」に改め、「（履行期が到来していないものに限る。）」を削る。

第八条第二号中「となつた」を「の免許を取得」に改め、同条第三号中「とならなかつた」を「の免許を取得しなかつた」に改める。

第九条第一号中「となり」を「の免許を取得し」に、「理学療法士等となつた」を「免許取得」に改め、同条第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 学校等を卒業した後引き続き他の学校等（契約時の職種に係る学科等に限る。）に進学したとき。当該在学している期間

附 則

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県理学療法士等修学資金貸与条例の規定(第九条第一号を除く。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に福島県理学療法士等修学資金貸与条例第二条に規定する修学資金の貸与を受ける者について適用し、施行日前に修学資金の貸与を受けた者については、なお従前の例による。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県条例第三十一号

福島県魚介類行商取締条例を廃止する条例

福島県魚介類行商取締条例(昭和四十三年福島県条例第三十五号)は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。
 - 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- (食品生活衛生課)

福島県条例第三十二号

福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例(昭和五十五年福島県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表に次のように加える。

六 法第三十五条第四項の規定に基づく犬又は猫の譲受けを希望する者	犬又は猫の譲渡手数料 ア 犬の場合 一頭につき四千元 イ 猫の場合 一匹につき四千元
----------------------------------	--

附 則

この条例は、令和三年六月一日から施行する。

(食品生活衛生課)

福島県条例第三十三号

福島県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

福島県食品衛生法施行条例(平成十二年福島県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「第五十一条」を「第五十四条」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

- 一 政令第三十五条各号に掲げる営業(同条第一号及び第六号に掲げる営業を除く。)に共通する基準

営業施設の基準

- 一 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。
- 二 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの(以下「食品等」という。)への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従業者の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄消毒の実施等により、必要な衛生管理措置が講じられている場合はこの限りではない。なお、住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合、それらと区画されていること。
- 三 施設の構造及び設備
 - ア じん埃、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造又は設備並びにねずみ及び昆虫の侵入を防止できる設備を有すること。
 - イ 食品等を取り扱う作業をする場所の真上は、結露しにくく、結露によるかびの発生を防止し、及び結露による水滴により食品等を汚染しないよう換気が適切にできる構造又は設備を有すること。
 - ウ 床面、内壁及び天井は、清掃、洗浄及び消毒(以下「清掃等」という。)を容易にすることができる材料で作られ、清掃等を容易に行うことができる構造であること。
 - エ 床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設にあつては、床面は不透水性の材質で作られ、排水が良好であること。内壁は、床面から容易に汚染される高さまで、不透水性材料で腰張りされていること。
 - オ 照明設備は、作業、検査及び清掃等を十分にすることができるよう必要な照度を確保できる機能を備えること。
 - カ 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道若しくは同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水(以下「水道事業等により供給される水」という。)又はこれ以外の飲用に適する水(以下「飲用に適する水」という。)を施設の必要な場所に適切な温度で十分な量を供給することができる給水設備を有すること。水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあつては、消毒装置及び水質に応じて必要な場合は浄水装置を備え、水源は外部から汚染されない構造を有すること。ただし、微生物による危害を他の方法により除外する場合は、消毒装置を備えないことができる。貯水槽を使用する場合にあつては、食品衛生上支障のない構造であること。
 - キ 法第十三条第一項の規定により別に定められた規格又は基準に食品製造用

四

機械器具

- 水の使用について定めがある食品を取り扱う営業にあつてはカの適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水」とし、食品製造用水又は殺菌した海水を使用できるような定めがある食品を取り扱う営業にあつてはカの適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水若しくは殺菌した海水」とする。
- ク 従業者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。なお、水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。
- ケ 排水設備は次の要件を満たすこと。
- (1) 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。
 - (2) 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管され、かつ、施設外に適切に排出できる機能を有すること。
 - (3) 配管は十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。
- コ 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍設備を必要に応じて有すること。製造及び保存の際の冷蔵又は冷凍については、法第十三条第一項により別に定められた規格又は基準に冷蔵又は冷凍について定めがある食品を取り扱う営業にあつては、その定めに従い必要な設備を有すること。
- サ 必要に応じて、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備及び侵入した際に駆除するための設備を有すること。
- シ 次に掲げる要件を満たす便所を従業者の数に応じて有すること。
- (1) 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。
 - (2) 専用の流水式手洗い設備を有すること。
- ス 原材料の種類及び特性に応じた温度で、汚染の防止可能な状態で保管することができ十分な規模の設備を有すること。また、施設で使用する洗浄剤、殺菌剤等の薬剤は、食品等と区分して保管する設備を有すること。
- セ 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備については、不透透性及び十分な容量を備えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。
- ソ 製品を包装する営業にあつては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を有すること。
- タ 更衣場所は、従業者の数に応じた十分な広さがあり、かつ、作業場への出入りが容易な位置に有すること。
- チ 食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。
- ツ 添加物を使用する施設にあつては、それを専用で保管することができる設備又は場所及び計量器を備えること。

五

ウ

政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理

- ア 食品又は添加物の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具、容器その他の設備（以下「機械器具等」という。）は、適正に洗浄、保守及び点検をすることのできる構造であること。
- イ 作業に応じた機械器具等及び容器を備えること。
- ウ 食品又は添加物に直接触れる機械器具等は、耐水性材料で作られ、洗浄が容易であり、熱湯、蒸気又は殺菌剤で消毒が可能なものであること。
- エ 固定し、又は移動しがたい機械器具等は、作業に便利であり、かつ、清掃及び洗浄しやすい位置に有すること。組立式の機械器具等にあつては、分解及び清掃しやすい構造であり、必要に応じて洗浄及び消毒が可能な構造であること。
- オ 食品又は添加物を運搬する場合にあつては、汚染を防止できる専用の容器を使用すること。
- カ 冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等の設備には、温度計を備え、必要に応じて圧力計、流量計その他の計量器を備えること。
- キ 作業場を清掃等するための専用の用具を必要数備え、その保管場所及び従業者が作業を理解しやすくするために作業内容を掲示するための設備を有すること。
- ク その他
- ア 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業にあつては、三のソの基準を適用しない。
- イ 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのまゝの状態での飲食に供することのできる食品を食器に盛り、そゞいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。別表第一の二の表政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業の項(1)において同じ。）をする場合にあつては、アの規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。
- (1) 床面及び内壁にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、不透透性材料以外の材料を使用することができる。
 - (2) 排水設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、床面に有しないこととすることができる。
 - (3) 冷蔵又は冷凍設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、施設外に有することとすることができる。
 - (4) 食品を取り扱う区域にあつては、従業者以外の者が容易に立ち入ることのできない構造であれば、区画されていることを要しないこととすることができる。

<p>政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業</p>	<p>自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 簡易な営業にあっては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。</p> <p>(2) 比較的大量の水を要しない営業にあっては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。</p> <p>(3) 比較的大量の水を要する営業にあっては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。</p>	<p>二 政令第三十五条各号に掲げる営業への基準</p> <p>をする場合にあっては、三のエ、ケ、シ及びタの基準を適用しない。</p> <p>工 政令第三十五条第九号に規定する食肉処理業のうち、自動車において生体又はと体を処理する場合にあっては、三のシ、ス及びタ並びに四のオの基準を適用しない。</p> <p>オ 政令第三十五条第二十七号及び第二十八号に掲げる営業以外の営業で冷凍食品を製造する場合は、一から四までに掲げるものに加え、次の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。</p> <p>(2) 原材料を保管する室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。</p> <p>(3) 製品を製造する室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。</p> <p>(4) 製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。</p> <p>カ 政令第三十五条第三十号に掲げる営業以外の営業で密封包装食品を製造する場合にあっては、一から四までに掲げるものに加え、次に掲げる要件を満たす構造であること。</p> <p>(1) 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。</p> <p>(2) 原材料の保管をする室又は場所に、冷蔵又は冷凍設備を有すること。</p> <p>(3) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。</p>
-----------------------------	---	---

<p>政令第三十五条第四号に規定する魚介類販売業</p>	<p>ア 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。</p> <p>イ 原材料の処理をする室又は場所は、鮮魚介類の処理に必要な設備等を有すること。</p> <p>ウ 生食用鮮魚介類を取り扱う施設にあっては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。</p> <p>エ かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。</p>	<p>政令第三十五条第二号の調理の機能を有する自動販売機（屋内に設置され、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業</p>	<p>ア ひさし、屋根等の雨水を防止できる設備を有すること。</p> <p>ただし、雨水による影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあっては、この限りではない。</p> <p>イ 床面は、清掃等が容易な不透水性材料の材質であること。</p> <p>ア 処理室を有すること。</p> <p>イ 処理室に解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。</p> <p>ウ 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏十度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じた規模で有すること。</p> <p>エ 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不透水性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。</p>
------------------------------	--	---	---

<p>政令第三十五条第八号に規定する特別牛乳搾取処理業</p>	<p>政令第三十五条第七号に規定する乳処理業</p>	<p>政令第三十五条第六号に規定する集乳業</p>	<p>政令第三十五条第五号に規定する魚介類競り売り営業</p>	<p>(1) 必要に応じて浄化設備を有すること。 (2) かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。 (3) かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。</p>
<p>ア 搾乳、生乳の処理及び製品の保管をする室又は場所並びに牛体洗浄設備並びに生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、室を</p>	<p>ア 生乳の受入検査、貯蔵及び処理並びに製品の保管をし、必要に応じて洗瓶をする室又は場所及び容器洗浄設備を有すること。ただし、生乳を使用しない施設にあつては貯蔵及び受入検査をする室又は場所、検査を外部委託する施設にあつては受入検査をする室又は場所を有することを要しない。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。 イ 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。 ウ 製品が摂氏十度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量又は製造量に応じた規模で有すること（常温保存可能品のみを製造する施設を除く。） エ 生乳の検査をする室又は場所は、生乳の検査をするために必要な設備を有すること。</p>	<p>ア 生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。 イ 生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有すること。</p>	<p>ア 鮮魚介類の入荷、荷分け、陳列、一時保管、取引及び出荷をする場所を有し、必要に応じて区画されていること。 イ 必要に応じて冷蔵又は冷凍設備、製氷設備並びに靴の洗浄及び消毒をする設備を有すること。 ウ 海水を用いて鮮魚介類の洗浄及び冷却をする場合にあっては、必要に応じて海水の殺菌設備を有すること。</p>	<p>ア 鮮魚介類の入荷、荷分け、陳列、一時保管、取引及び出荷をする場所を有し、必要に応じて区画されていること。 イ 必要に応じて冷蔵又は冷凍設備、製氷設備並びに靴の洗浄及び消毒をする設備を有すること。 ウ 海水を用いて鮮魚介類の洗浄及び冷却をする場合にあっては、必要に応じて海水の殺菌設備を有すること。</p>

<p>政令第三十五条第九号に規定する食肉処理業</p>	<p>場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。 イ 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。なお、生乳の殺菌をする場合にあっては、自記温度計を付けた殺菌設備を有すること。 ウ 製品が摂氏十度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量に応じた規模で有すること。</p>
<p>ア 原材料の荷受及び処理並びに製品の保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。 イ 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。 ウ 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏十度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じて有すること。 エ 処理室は、解体された獣畜又は食鳥の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。 オ 生体又はと体を処理する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。 (1) とさつ放血室（とさつ及び放血をする場合に限る。）及び剥皮をする場所並びに剥皮前のと体の洗浄をする設備を有すること。また、必要に応じて懸ちよう室、脱羽をする場所及び羽毛、皮、骨等を置く場所を有し、処理前の生体又はと体、処理後の食肉等の搬入及び搬出をする場所が区画されていること。 (2) 剥皮をする場所は、懸ちよう設備並びに従事者の手指及びナイフ等の器具の洗浄及び消毒設備を有すること。 (3) 懸ちよう室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉が密閉できる構造であること。 (4) 洗浄消毒設備は、摂氏六十度以上の温湯及び摂氏八十三度以上の熱湯を供給することのできる設備を有す</p>	<p>ア 原材料の荷受及び処理並びに製品の保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。 イ 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。 ウ 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏十度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じて有すること。 エ 処理室は、解体された獣畜又は食鳥の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。 オ 生体又はと体を処理する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。 (1) とさつ放血室（とさつ及び放血をする場合に限る。）及び剥皮をする場所並びに剥皮前のと体の洗浄をする設備を有すること。また、必要に応じて懸ちよう室、脱羽をする場所及び羽毛、皮、骨等を置く場所を有し、処理前の生体又はと体、処理後の食肉等の搬入及び搬出をする場所が区画されていること。 (2) 剥皮をする場所は、懸ちよう設備並びに従事者の手指及びナイフ等の器具の洗浄及び消毒設備を有すること。 (3) 懸ちよう室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉が密閉できる構造であること。 (4) 洗浄消毒設備は、摂氏六十度以上の温湯及び摂氏八十三度以上の熱湯を供給することのできる設備を有す</p>

<p>政令第三十五条第十号に規定する食品の放射線照射業</p>	
<p>ア 専用の照射室を有すること。 イ 適切な照射線量を正確に調整できるベルトコンベア及び照射設備を有すること。 ウ 照射線量を正確に測定できる化学線量計を備えること。</p>	<p>カ 自動車において生体又は体を処理する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。 キ 血液を加工する施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。 ク 排出水の貯留設備を有すること。貯留設備は、不浸透性材料で作られ、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。 ケ 車外において剥皮をする場合にあっては、処理する場所を処理室の入口に隣接して有し、風雨、じん埃等外部環境によると体の汚染及び昆虫等の侵入を一時的に防止する設備を有すること。 コ 運搬用具の洗浄及び殺菌並びに原材料となる血液の貯蔵及び処理をする室及び冷蔵又は冷凍設備を有し、必要に応じて製品の包装をする室を有すること。ただし、採血から加工までが一貫して行われ、他の施設から原材料となる血液が運搬されない施設にあっては、運搬器具を洗浄及び殺菌し、かつ、原材料となる血液を貯蔵する室を有することを要しない。なお、各室又は設備は作業区分に応じて区画されていること。 ク 処理量に応じた原材料貯留槽、分離機等を有すること。 コ 原材料となる血液の受入設備から充填設備までの各設備がサニタリーパイプで接続されていること。</p>

<p>政令第三十五条第十四号に規定する清涼飲料水製造業</p>	<p>政令第三十五条第十三号に規定する乳製品製造業</p>	<p>政令第三十五条第十二号に規定するアイスクリーム類製造業</p>	<p>政令第三十五条第一号に規定する菓子製造業</p>
<p>ア 原材料の保管及び調合並びに製品の製造（ミネラルウォーター類のみを製造する施設にあっては製造に限る。）をする室又は場所を有し、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立をする設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。</p>	<p>ア 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。 イ 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化及び分離をするための設備を有すること。</p>	<p>ア 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。 イ 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填、包装及び凍結に必要な設備を有すること。</p>	<p>ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。 イ 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、調整、調合、整形、発酵、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を備えること。 ウ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。 エ シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあっては、浸漬、蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。</p>

<p>政令第三十五条第十七号に規定する氷雪製造業</p>	<p>政令第三十五条第十六号に規定する水産製品製造業</p>	<p>政令第三十五条第十五号に規定する食肉製品製造業</p>
<p>ア 原材料の保管並びに製品の製造、包装及び保管をする</p>	<p>イ 原材料の調査及び製品の製造をする室又は場所にあつては、調査、充填、密封及び殺菌又は除菌に必要な設備を有すること。</p> <p>ア 原材料の保管、前処理及び調査並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。</p> <p>イ 製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、乾燥、燻煙、塩漬け、製品の中心部温度の測定、冷却等をするための設備を有すること。</p> <p>ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をし、必要に応じて原材料の乾燥、洗浄及び解凍をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。</p> <p>イ 原材料の保管及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。</p> <p>ウ 原材料の前処理又は製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて解凍、調査、加熱、殺菌、乾燥、燻煙、焙焼、脱水、冷却等をするための設備を備えること。</p> <p>エ 生食用鮮魚介類を取り扱う場合は、生食用鮮魚介類の処理をする専用の器具を備えること。</p> <p>オ 魚肉練り製品を製造する場合にあつては、原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に播漬及び殺菌（魚肉のすり身を製造する場合を除く。）に必要な設備を有すること。</p> <p>カ かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 必要に応じて浄化設備を有すること。</p> <p>(2) かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。</p> <p>(3) かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。</p>	<p>ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。</p> <p>イ 製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、乾燥、燻煙、塩漬け、製品の中心部温度の測定、冷却等をするための設備を有すること。</p>
<p>政令第三十五条第二十一号に規定する酒類製造業</p>	<p>政令第三十五条第二十号に規定するみそ又はしょうゆ製造業</p>	<p>八号に規定する液卵製造業</p>
<p>ア 製造する品目に応じて、製麹をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成（蒸留・圧搾を含む。）をし、及び製品の包装充填及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。</p>	<p>ア 製麹をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成をし、及び製品の包装充填及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。また、包装充填をする室又は場所にあつては、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立をする設備を有すること。</p> <p>イ しょうゆを製造する場合にあつては、必要に応じて圧搾、火入れ、調査、ろ過及び圧搾製成に必要な設備を有すること。</p> <p>ウ みそ又はしょうゆを主原料とする食品を製造する場合にあつては、調査、ろ過、乾燥、加熱殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。</p>	<p>ア 室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。</p> <p>イ 製品を製造する室又は場所は、割卵、充填及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて洗卵、ろ過並びに加熱殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。</p> <p>ウ 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏八度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理できる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。</p> <p>ア 原材料の保管設備並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。</p> <p>イ 食用油脂を製造する施設の製造をする室又は場所にあつては、精製、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて搾油及び調査に必要な設備を有すること。</p> <p>ウ マーガリン又はショートニングの製造をする施設の室又は場所にあつては、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて、練り合わせ、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。また、必要に応じて熟成室を有すること。</p>

<p>政令第三十五条第二十五号に規定するそ</p>	<p>政令第三十五条第二十四号に規定する麵類製造業</p>	<p>政令第三十五条第二十三号に規定する納豆製造業</p>	<p>政令第三十五条第二十二号に規定する豆腐製造業</p>	<p>うがい製造業及び同条第二十六号に規定する複合型うがい製造業</p>
<p>ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所と</p>	<p>ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて原材料及び製品の乾燥及び冷蔵又は冷凍をする室又は場所を有すること。室を場所とする場合には、作業区分に応じて区画されていること。 イ 原材料の前処理をし、及び製品の製造をする室又は場所にあつては、製造する品目に応じて、混練、成形、圧延、裁断、茹で、蒸し、油調及び冷却に必要な設備を有すること。</p>	<p>ア 原材料の保管、前処理、発酵及び熟成並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合には、作業区分に応じて区画されていること。 イ 原材料の蒸煮、発酵及び冷却並びに製品の包装に必要な設備を有すること。</p>	<p>ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合には、作業区分に応じて区画されていること。 イ 製品の製造をする室又は場所は、殺菌及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて包装するための設備を有すること。 ウ 無菌充填豆腐を製造する場合には、連続流動式の加熱殺菌機並びに充填及び密封に必要な設備を備えること。 エ 豆腐を主原料とする食品を製造する場合には、必要に応じて、冷凍、乾燥、油調等をする設備を備えること。</p>	<p>イ 製品の包装充填をする室又は場所は、必要に応じて容器の洗浄及び検瓶並びに製造又は組立をする設備を有すること。 ウ 製造品目に応じて、洗浄、浸漬、蒸きよう、製麺、糖化、煮沸、発酵、蒸留、压榨、火入れ、調合、ろ過、充填及び密栓に必要な設備等を有すること。</p>
<p>政令第三十五条第三十号に規定する密封包装食品製造業</p>	<p>政令第三十五条第二十九号に規定する漬物製造業</p>	<p>政令第三十五条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業</p>	<p>政令第三十五条第二十七号に規定する冷凍食品製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業</p>	<p>うがい製造業及び同条第二十六号に規定する複合型うがい製造業</p>
<p>ウ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。</p>	<p>ア 原材料の保管及び前処理又は調査並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とする場合には、作業区分に応じて区画されていること。 イ 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。</p>	<p>ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合には、作業区分に応じて区画されていること。 イ 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて洗浄、漬け込み、殺菌等をする設備を有すること。</p>	<p>ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合には、作業区分に応じて区画されていること。 イ 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。 ウ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。 エ 製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。</p>	<p>する場合には、作業区分に応じて区画されていること。 イ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。 ウ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍設備を有すること。</p>

<p>政令第三十五条第三十一号に規定する食品の小分け業</p>	<p>政令第三十五条第三十二号に規定する添加物製造業</p>	<p>備を有すること。</p> <p>ア 原材料の保管及び加工並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。</p> <p>イ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。</p> <p>ア 原材料の保管並びに製品の製造、小分け、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。</p> <p>イ 製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて抽出、反応、混合、ろ過、し過、精製、濃縮等に必要な設備を有すること。添加物製剤を製造する場合にあつては、含有成分を均一にする機械設備を有すること。</p> <p>ウ 原材料又は製品の試験検査をするために必要な設備及び器具を有すること。ただし、試験検査のうち特殊な試験に必要な設備及び器具については、当該試験に必要な設備を有する他の機関を利用して自らの責任において当該添加物の試験検査をする場合であつて、食品衛生上支障がないと認められるときは、この限りではない。</p> <p>エ 添加物及び添加物以外の製品の製造をする施設にあつては、添加物の製造に使用する機械器具が区画されていること。ただし、添加物及び添加物以外の製品を同一の工程で製造する場合であつて、同一の機械器具を使用しても製造された添加物が法第十三条第一項の基準及び規格に適合する場合は、この限りではない。</p>
<p>法第十三条第一項の規定に基づき定められた規格又は基準に適合する生食用食肉を取り扱う営業に係る施設</p>	<p>政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第三号に規定する食肉販売業、同条第九号に規定する食肉処理業、同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、生食用食肉の加工又は調理をする施設にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 生食用食肉の加工又は調理をするための設備が他の</p>	

三 法第十三条第一項の規定に基づき定められた規格又は基準に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準

別表第二(第五条関係)

納付しなければならない者	名称	金額
<p>一 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請者</p>	<p>飲食店営業許可申請手数料</p>	<p>一万八千円(継続営業にあつては一万六千二百円、臨時営業にあつてはその営業期間が一月以上であるときは八千円、八日以上一月未満であるときは五千六百円、四日以上八日未満であるときは四千円、四日未満であるときは二千五百円)</p>
<p>ふぐを取り扱う施設</p>	<p>政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第四号に規定する魚介類販売業、同条第十六号に規定する水産製品製造業、同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する施設にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施設できる容器等を備えること。</p> <p>(2) ふぐの処理をするための専用の器具を備えること。</p> <p>(3) ふぐを凍結する場合にあつては、ふぐを撰氏マイナス十八度以下で急速に凍結できる機能を備える冷凍設備を有すること。</p>	<p>設備と区分されていること。</p> <p>(2) 器具及び手指の洗浄及び消毒をするための専用の設備を有すること。</p> <p>(3) 生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。</p> <p>(4) 取り扱う生食用食肉が冷蔵保存を要する場合にあつては当該生食用食肉が撰氏四度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては、当該生食用食肉が撰氏マイナス十五度以下となるよう管理することができ機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。</p> <p>(5) 生食用食肉を加工する施設にあつては、加工量に応じた加熱殺菌をするための設備を有すること。</p>

<p>二 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機（容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請者</p>	<p>調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業申請手数料</p>	<p>一万円（継続営業にあつては九千円）</p>
<p>三 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請者</p>	<p>食肉販売業許可申請手数料</p>	<p>一万二千六百元（継続営業にあつては一万五百万円）</p>
<p>四 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請者</p>	<p>魚介類販売業許可申請手数料</p>	<p>一万二千六百元（継続営業にあつては一万五百万円）</p>
<p>五 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請者</p>	<p>魚介類競り売り営業許可申請手数料</p>	<p>二万三千元（継続営業にあつては二万七百元）</p>
<p>六 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく集乳業の許可の申請者</p>	<p>集乳業許可申請手数料</p>	<p>一万一千六百元（継続営業にあつては一万五百万円）</p>
<p>七 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく乳処理業の許可の申請者</p>	<p>乳処理業許可申請手数料</p>	<p>二万三千元（継続営業にあつては二万七百元）</p>
<p>八 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請者</p>	<p>特別牛乳搾取処理業許可申請手数料</p>	<p>二万三千元（継続営業にあつては二万七百元）</p>
<p>九 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請者</p>	<p>食肉処理業許可申請手数料</p>	<p>二万三千元（継続営業にあつては二万七百元）</p>
<p>十 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請者</p>	<p>食品の放射線照射業許可申請手数料</p>	<p>二万三千元（継続営業にあつては二万七百元）</p>
<p>十一 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請者</p>	<p>菓子製造業許可申請手数料</p>	<p>一万六千元（継続営業にあつては一万四千四百円）</p>
<p>十二 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請者</p>	<p>アイスクリーム類製造業許可申請手数料</p>	<p>一万六千元（継続営業にあつては一万四千四百円）</p>
<p>十三 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請者</p>	<p>乳製品製造業許可申請手数料</p>	<p>二万三千元（継続営業にあつては二万七百元）</p>
<p>十四 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請者</p>	<p>清涼飲料水製造業許可申請手数料</p>	<p>二万三千元（継続営業にあつては二万七百元）</p>
<p>十五 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請者</p>	<p>食肉製品製造業許可申請手数料</p>	<p>二万三千元（継続営業にあつては二万七百元）</p>

<p>十六 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請者</p>	<p>水産製品製造業許可申請手数料</p>	<p>二万三千元（継続営業にあつては二万七百元）</p>
<p>十七 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく氷雪製造業許可の申請者</p>	<p>氷雪製造業許可申請手数料</p>	<p>二万三千元（継続営業にあつては二万七百元）</p>
<p>十八 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく液卵製造業の許可の申請者</p>	<p>液卵製造業許可申請手数料</p>	<p>二万三千元（継続営業にあつては二万七百元）</p>
<p>十九 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請者</p>	<p>食用油脂製造業許可申請手数料</p>	<p>二万三千元（継続営業にあつては二万七百元）</p>
<p>二十 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請者</p>	<p>みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料</p>	<p>一万八千元（継続営業にあつては二万六千二百元）</p>
<p>二十一 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請者</p>	<p>酒類製造業許可申請手数料</p>	<p>一万八千元（継続営業にあつては二万六千二百元）</p>
<p>二十二 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請者</p>	<p>豆腐製造業許可申請手数料</p>	<p>一万六千元（継続営業にあつては二万四千四百元）</p>
<p>二十三 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請者</p>	<p>納豆製造業許可申請手数料</p>	<p>一万六千元（継続営業にあつては二万四千四百元）</p>

<p>の申請者</p>	<p>の申請者</p>	<p>の申請者</p>
<p>二十四 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく麵類製造業の許可の申請者</p>	<p>麵類製造業許可申請手数料</p>	<p>一万六千元（継続営業にあつては一万四千四百元）</p>
<p>二十五 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請者</p>	<p>そうざい製造業許可申請手数料</p>	<p>二万三千元（継続営業にあつては二万七百元）</p>
<p>二十六 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請者</p>	<p>複合型そうざい製造業許可申請手数料</p>	<p>三万五千元（継続営業にあつては三万一千五百元）</p>
<p>二十七 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請者</p>	<p>冷凍食品製造業許可申請手数料</p>	<p>二万三千元（継続営業にあつては二万七百元）</p>
<p>二十八 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請者</p>	<p>複合型冷凍食品製造業許可申請手数料</p>	<p>三万五千元（継続営業にあつては三万一千五百元）</p>
<p>二十九 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請者</p>	<p>漬物製造業許可申請手数料</p>	<p>一万八千元（継続営業にあつては一万六千二百元）</p>
<p>三十 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請者</p>	<p>密封包装食品製造業許可申請手数料</p>	<p>二万三千元（継続営業にあつては二万七百元）</p>
<p>三十一 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定</p>	<p>食品の小分け業許可申請手数料</p>	<p>一万六千元（継続営業にあつては一万四千四百元）</p>

<p>に基づく食品の小分け業の許可の申請者</p>	<p>三十二 法第五十五条第一項及び政令第三十五条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請者</p>	<p>添加物製造業許可申請手数料</p>	<p>二万三千元（継続営業にあっては二万七百元）</p>
<p>三十三 法第四十八条第六項第三号及び政令第十五条の規定に基づく食品衛生管理者養成施設の登録の申請者</p>	<p>食品衛生管理者養成施設登録申請手数料</p>	<p>十五万円</p>	
<p>三十四 法第四十八条第六項第四号及び政令第二十一条の規定に基づく食品衛生管理者講習会の登録の申請者</p>	<p>食品衛生管理者講習会登録申請手数料</p>	<p>九万円</p>	

備考

- 「継続営業」とは、法第五十五条第一項の許可を受けて営業を営んでいる者が、当該許可の有効期間の満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けて営む場合における当該営業をいう。
- 「臨時営業」とは、法第五十五条第一項の許可を受けて、六月を超えない期間を限って営む営業をいう。

附則

- この条例は、令和三年六月一日から施行する。
- この条例の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百二十三号。以下「整備政令」という。）第一条による改正前の食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条各号の営業に係る許可を受けて営業を営んでいる者が、当該許可の有効期間の満了に際し引き続き整備政令第一条による改正後の食品衛生法施行令第三十五条各号に相当する営業に係る許可を受けて営業を営もうとする場合のこの条例第五条の手数料は、別表第二の継続営業の手数料とする。

（食品生活衛生課）

福島県条例第三十四号

福島県安心こども基金条例の一部を改正する条例

福島県安心こども基金条例（平成二十一年福島県条例第四号）の一部を次のように改

正する。

附則第二項中「平成三十三年六月三十日」を「令和七年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（こども・青少年政策課）

福島県条例第三十五号

福島県児童福祉施設条例の一部を改正する条例

福島県児童福祉施設条例（昭和三十九年条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「福島県ばんだい荘わかば」の下に「及び福島県大笹生学園（以下「指定管理者管理施設」という。）」を加える。

第四条第一項第三号及び第四号並びに第八条第一項及び第二項中「福島県ばんだい荘わかば」を「指定管理者管理施設」に改める。

別表第一障害児入所施設の項中「五〇人」を「四五人」に改める。

附則

- この条例は、令和四年四月一日から施行する。
- 改正後の福島県児童福祉施設条例第三条の規定による指定管理者の指定の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（児童家庭課）

福島県条例第三十六号

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「児童福祉施設」の下に「（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第十三条の二及び第十四条第三項において「障害児入所施設等」という。）を除く。第十四条第二項において同じ。）」を加える。

第七条の次に次の一条を加える。

（非常災害対策）

第七条の二 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあっては毎月一回、救出その他必要な訓練にあっては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十三条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十三条の二

障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十四条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的

に実施すること。

第二十八条第四項、第三十七条第三項及び第五十八条第四項中「除く。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「、研究科」を加える。

第六十八条第三項中「四・三」を「四」に改め、同条第十一項中「乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人」を「児童おおむね四人」に改め、同条第十五項中「除く。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「、研究科」を加える。

第八十二条第一項中「機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員」に改め、「同じ。」を「の」の下に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」を加え、「児童四十人以下を通わせる施設」に「次掲げる施設及び場合」に「それぞれ当該各号に定める職員」に改め、次の各号を加える。

一 児童四十人以下を通わせる施設 栄養士

二 調理業務の全部を委託する施設 調理員

三 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

四 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年

法律第三十号)第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員

五 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員

第八十二条第二項中「保育士及び機能訓練担当職員」を「保育士、機能訓練担当職員及び看護職員」に、「とする」を「とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」に改め、同条第六項中「言語聴覚士及び機能訓練担当職員」を「言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員」に改め、同条第七項中「第一項に規定する職員及び看護職員」を「嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員」に改める。

第九十二条第三項及び第百条第四項中「同じ。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「、研究科」を加える。

附則第十三条第二項中「言語聴覚士及び」を「言語聴覚士、」に、「同じ。」及び「を「同じ。」に改める。

附則

施行期日

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の福島県児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第十三条の二の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十四条第三項の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

4 この条例の施行の際現に存する改正前の福島県児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「改正前の条例」という。)第六十七条第二号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、改正後の条例第六十八条第三項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に存する改正前の条例第六十八条第九項に規定する主として

盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、改正後の条例第六十八条第十一項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

6 この条例の施行の際現に存する改正前の条例第八十二条第一項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する第八十二条第二項の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならぬ」とあるのは、「する」とする。

(児童家庭課)

福島県条例第三十七号

福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

る条例の一部を改正する条例

福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第六条第一項第一号中「保育士又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。))」を「又は保育士」に、「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項中「日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う」を「日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う」に、「機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員」に改め、「同じ。」を「」の下に、「日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。))を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。))を、それぞれ」を加え、後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- 一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- 二 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第一条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。第七條及び第六十七條において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第四十八条の三

第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。第七條及び第六十七條において同じ。)を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所(同法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。第七條及び第六十七條において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。第七條及び第六十七條において同じ。)を行う場合

第六条中第七項を第八項とし、同条第六項中「第一項第一号」を「第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号」に、「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項第二号中「(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。))」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員(以下この条、次条及び第六十七條において「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第七条第二項中「日常生活」を「日常生活」に、「機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- 一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
 - 二 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
 - 三 当該指定児童発達支援事業所(同法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合
- 第七条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、第五項中「第三項第一号」を「第四項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加

える。

6 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならぬ。

第七条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「次に掲げる従業者」を「次の各号に掲げる従業者（第二項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三号に掲げる看護職員を除く。）」に改め、「当該」の下に「各号に掲げる」を加え、同項に次の一号を加える。

三 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限り。） 医療的ケアを行うために必要な数

第七条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第二十八条第五項中「会議」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第三十八条中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

第三十九条に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十九条の次に次の一項を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十九条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第四十一条に次の一項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第四十二条第二項を次のように改める。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない

い。

一 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

第四十四条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十五条第一項中「次項において」を「以下この条において」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

第四十六条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

第五十五条の六第一項第一号中「保育士又は障害福祉サービスマネージャー」を「又は保育士」に改め、同条第三項を削る。

第六十五条中「第四十四条中」を「第四十四条第一項中」に、「第五十五条第二項第三号」を「同項第三号」に改める。

第六十七条第一項第一号中「保育士又は障害福祉サービスマネージャー」を「又は保育士」に改め、同条第二項中「日常生活」を「日常生活」に、「機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受け

ることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれに改め、後段を削り、同項に次のただし書を加える。
ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができ
る。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定放課後等デイサービス事業所（同法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第六十七条中第七項を第八項とし、第六項中「第一項第一号」を「第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号」に、「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごととその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第七十二条の三第一項第一号中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第三項を削る。

第七十二条の八第二項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）若しくは大学院において」に改め、「学科」の下に「、研究科」を加える。

第七十二条の十四及び第八十条中「第三十九条」の下に「、第三十九条の二」を加える。

第八十一条第一項中「第六条第一項、第二項及び第四項、第七条」を「第六条第一項から第三項まで及び第五項、第七条（第三項及び第六項を除く。）」に、「指定児童発達支援」を、「同条第三項中「指定児童発達支援」」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第二項及び第三項」を「同条第二項及び第四項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「指定放課後等デイサービスの」を、「同条第三項中「指定放課後等デイサービスの」」に改め、同条第二項中「第六条第五項」を「第六条第六項」に改める、同条附則第五項中「第三項第一号」を「第四項第一号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第四十条第四項及び第四十六條第二項（改正後の条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の六、第七十二条の十四及び第八十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「講じなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十九条の二（改正後の条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の六、第七十二条の十四及び第八十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第四十二条第二項（改正後の条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の六、第七十二条の十四及び第八十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

5 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の条例第四十五条第三項（改正後の条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の六、第七十二条の十四及び第八十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

6 この条例の施行の日から令和五年三月三十一日までの間、この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正前の条例」という。）第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者（次項及び附則第八項において「旧指定児童発達支援事業者」という。）については、改正後の条例第六条第一項及び第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 この条例の施行の日から令和五年三月三十一日までの間、旧指定児童発達支援事業者に対する改正後の条例第六条第三項及び第七項の規定の適用については、同条第三項中「又は保育士」とあるのは「保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験

- 者」という。)と、同条第七項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。
- 8 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、旧指定児童発達支援事業者については、改正後の条例第七條第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の日から令和五年三月三十一日までの間、この条例の施行の際現に改正前の条例第五十五條の六第一項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者(次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。)については、改正後の条例第五十五條の六第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 10 この条例の施行の日から令和五年三月三十一日までの間、旧基準該当児童発達支援事業者については、改正前の条例第五十五條の六第三項の規定は、なおその効力を有する。
- 11 この条例の施行の日から令和五年三月三十一日までの間、この条例の施行の際に指定を受けている改正前の条例第六十七條第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者(次項及び附則第十三項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。)については、改正後の条例第六十七條第一項及び第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 12 この条例の施行の日から令和五年三月三十一日までの間、旧指定放課後等デイサービス事業者に対する改正後の条例第六十七條第三項の規定の適用については、同項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。
- 13 この条例の施行の日から令和五年三月三十一日までの間、旧指定放課後等デイサービス事業者に対する改正後の条例第六十七條第七項の規定の適用については、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。
- 14 この条例の施行の日から令和五年三月三十一日までの間、この条例の施行の際現に改正前の条例第七十二條の三第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者(次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)については、改正後の条例第七十二條の三第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 15 この条例の施行の日から令和五年三月三十一日までの間、旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、改正後の条例第七十二條の三第三項の規定は、なおその効力を有する。

(児童家庭課)

福島県条例第三十八号

福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め

る条例等の一部を改正する条例

(福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「第二十四條の九第二項」を「第二十四條の九第三項」に、「第二十一條の五の十五第二項第一号」を「第二十一條の五の十五第三項第一号」に改める。

第四条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条第一項第三号A(1)中「四・三」を「四」に改め、同号A(2)中「障害児である乳児又は幼児(次条第三項第三号及び第五十三條第一項第二号において「乳幼児」という。)の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数」を「障害児の数を四で除して得た数」に、「当該合計数」を「当該数」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

第六条第三項第三号中「乳幼児」を「乳児又は幼児(第五十三條第一項第二号において「乳幼児」という。)」に改める。

第二十二條第五項中「会議」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第二十九條第二項の表を次のように改める。

児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期的健康診断又は臨時的健康診断

第三十五條中「第四十一條」を「第四十一條第一項」に改める。

第三十六條に次の一項を加える。

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十六條の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十六条の二

指定福祉型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行い、業務継続計画について周知するとともに、必要に応じて業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

第五十八条中「第四十一条中」を「第四十一条第一項中」に改める。

（福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成三十年福島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第四十四条第四項及び第四十三條第二項（改正後の条例第五十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これら規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十六条の二（改正後の条例第五十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなれば」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十九条第二項（改正後の条例第五十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

5 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の条例第四十二条第三項（改正後の条例第五十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

6 この条例の施行の際現に存する改正前の福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正前の条例」という。）第五条第一項第三号ア(1)に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、改正後の条例第五條第一項第三号ア(1)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

7 この条例の施行の際現に存する改正前の条例第五條第一項第三号ア(2)に規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、改正後の条例

第五条第一項第三号ア(2)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(児童家庭課)

福島県条例第三十九号

福島県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例(平成二十四年福島県条例第百一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「高度養成課程、長期養成課程又は短期養成課程」を「表の指導員養成訓練のうち、下欄に掲げる高度養成課程」に改め、「(短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者に限る。)」を削り、同条第九号を次のように改める。

九 十年以上(学士の学位(外国において授与されたこれに該当する学位及び学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(同法による専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。))を含む。)を有する者にあつては、五年以上)の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

附 則

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
2 この条例による改正後の福島県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例第十一条第一号及び第九号に規定する資格には、改正前の福島県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例第十一条第一号及び第九号に規定する資格を含むものとする。

(産業人材育成課)

福島県条例第四十号

福島県家畜改良増殖法施行条例の一部を改正する条例

福島県家畜改良増殖法施行条例(平成十二年福島県条例第百九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表七の項及び八の項中「第三十二条」を「第二十三条」に改め、八の項の次に次の二項を加える。

九 家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第三十八条の規定に基づく家畜人工授精所開設許可証の書	家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料	千七百円
--	----------------------	------

換え交付を受けようとする者

十 家畜改良増殖法施行規則第三十九条の規定に基づく家畜人工授精所開設許可証の再交付を受けようとする者

家畜人工授精所開設許可証再交付手数料

千七百円

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(畜産課)

福島県条例第四十一号

福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

福島県道路占用料徴収条例(昭和四十五年福島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表中十六の項を十七の項とし、四の項から十五の項までを一項ずつ繰り下げ、同表三の項中「法第三十二条第一項第三号及び第四号」を「法第三十二条第一項第四号」に改め、同項を同表四の項とし、同表二の項の次に次のように加える。

三 法第三十二条第一項第三号に掲げる施設	法第二十五条第五号に定める自動運行装置による検知の対象として設置するその他の線路	地下に設けるもの	長さ一メートルにつき一年	三	九
道路の構造又は	その他のもの	その他のもの	その他のもの	二	八
一本に				二	七

第一項各号」を「第二十五条第一項各号」に改め、同号の表中

三百平方メートル以上
千平方メートル未満

二四〇七、〇〇〇円
三〇、〇〇〇円

を

三百平方メートル以上千平方メートル未満	三〇九、〇〇〇円
千平方メートル以上二千平方メートル未満	四〇七、〇〇〇円

に、

三百平方メートル以上二千平方メートル未満	一六二、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
----------------------	----------	---------

〇円	一八、〇〇〇円
〇円	三〇、〇〇〇円

を

三百平方メートル以上千平方メートル未満	二二〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
千平方メートル以上二千平方メートル未満	一六二、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円

に改

め、同表に備考として次のように加える。

備考 省令第十条第一号に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法で同号イ(一)及び同号ロ(一)に適合することを確かめる場合に係る手数料については、標準入力法・主要室入力法の区分に応じ、徴収する。

第三条第一項第五号中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同号の表

中

三百平方メートル以上二千平方メートル未満	二二〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
----------------------	----------	---------

を

三百平方メートル未満	平方メートル
千平方メートル未満	平方メートル

一トル以上千一五五、〇〇〇円

九、〇〇〇円

ル未満

トル以上二千二〇四、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
----------------	---------

に、

三百平方メートル以上二千平方メートル未満

八一、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
---------	---------

を

三百平方メートル以上千平方メートル未満	六〇、〇〇〇円
千平方メートル以上二千平方メートル未満	八一、〇〇〇円

に改め、同表に備考として次のように加える。

九、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
--------	---------

備考 省令第十条第一号に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法で同号イ(一)及び同号ロ(一)に適合することを確かめる場合に係る手数料については、標準入力法・主要室入力法の区分に応じ、徴収する。

第三条第一項第七号中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同号の表

中

三百平方メートル以上二千平方メートル未満	二四〇七、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
----------------------	-----------	---------

を

三百平方メートル未満	平方メートル
千平方メートル未満	平方メートル

中

トル以上千三〇九、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
トル以上二千四〇七、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円

に、

三百平方メートル以上二千平方メートル未満

のように改正する。
第一条を次のように改める。

(設置)

第一条 県は、県勢の振興に寄与するため、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第二条第一項の規定による地方公共団体の経営する企業（以下「公営企業」という。）として工業用水道事業を設置する。
第二条第三項を削る。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(経営・販売課)

福島県条例第四十六号

福島県企業局職員定数条例の一部を改正する条例

福島県企業局職員定数条例（昭和四十四年福島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第九号中「第二十二條第二項」を「第二十二條の三第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(経営・販売課)

福島県条例第四十七号

福島県立病院事業職員定数条例の一部を改正する条例

福島県立病院事業職員定数条例（平成十六年条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号中「第二十二條第二項」を「第二十二條の三第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(病院経営課)

福島県条例第四十八号

ふくしま受動喫煙防止条例

福島県は東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故後、復興の歩みを進めています。復興の歩みとともに、全国に誇れる健康長寿県づくりを進めています。県民の健康は福島県の復興のみならず、震災、原発事故時に県民の健康が不安にさらされた福島県であるからこそ、将来にわたって、県民が心豊かで健康で快適な生活を維持する県づくりを進めていかなければなりません。

たばこは、喫煙をする人だけでなく、受動喫煙により、周囲の人の健康にも悪影響を及ぼすことは科学的にも明らかで、肺がんや心筋梗塞など多くの病気に関係しています。また、近年はたばこを消した後に残留する化学物質を摂取することによる健康影響

についても、国内外で研究が進められているところであり、今後、注視していく必要があります。

たばこは、現代を生きる私たちの健康のみならず、これから生まれてくる子どもたちのような、次世代にも大きな影響を与えます。子どもはいつの時代においても、「社会の宝」であり、「未来の希望」であります。子どもたちが健やかに成長するためにも、全ての県民が、生涯にわたって受動喫煙の悪影響を理解し、子どもや妊婦、患者等、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い人へ特に配慮し、受動喫煙の防止に主体的に取り組む必要があります。

このような認識の下、県民一人一人の責任と責務を明確にし、健康増進法に定める受動喫煙を防止するための措置のほか、必要な措置の推進を図るため、この条例を制定します。

(目的)

第一条 この条例は、健康増進法（平成十四年法律第百三号。以下「法」という。）に定めるもののほか、受動喫煙の防止に関し、県、県民等、保護者及び事業者の責務を明らかにするとともに、受動喫煙を防止するために取り組むべき事項について定めることにより、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止することを目的とします。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによりする。

- 一 たばこ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に掲げる製造たばこであつて、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいいます。
- 二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいいます。
- 三 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいいます。
- 四 ライフサイクル 人生の周期、一生涯をいいます。
- 五 県民等 県内に居住、通勤、通学もしくは滞在する人又は県内を通過する人をいいます。
- 六 子ども 十八歳に満たない人をいいます。
- 七 保護者 親権を行う人、未成年後見人その他の人で、子どもを現に監護する人を含みます。
- 八 事業者 施設を設けて事業を営む人をいいます。
- 九 管理権原者等 多数の人が利用する施設（敷地を含む。以下同じ。）の管理について権原を有する人や施設の管理者をいいます。
- 十 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法

律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定子ども園をいいます。
十一 児童福祉施設 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定するものをいいます。

十二 家庭等 家族が住所又は居所として継続的に居住する場所をいいます。
十三 病院等 健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）第三条第十号から第十四号まで及び第十六号に規定するものをいいます。

（県の責務）

第三条 県は、受動喫煙を防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとします。

2 県は、受動喫煙に関する知識の普及及び受動喫煙の防止に関する意識の啓発により、県民の理解を促進するものとします。

3 県は、前項に定めるもののほか、受動喫煙の防止に関する他の必要な施策について、県民等、市町村、事業者、管理権原者等その他関係者と連携 協力して実施するよう努めるものとします。

（市町村に対する支援）

第四条 県は、市町村が実施する受動喫煙の防止に関する取組を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとします。

（県民等の責務）

第五条 県民等は、ライフサイクルの各段階を通して喫煙や受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、他人に受動喫煙を生じさせることがないよう努めなければなりません。

2 保護者は、喫煙をする場所に子どもを立ち入らせないようすることやその他の方法により、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう努めなければなりません。

3 県民等は、県及び市町村が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、受動喫煙を生じさせることのない環境の整備に取り組みとともに、県及び市町村が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

（管理権原者等の責務）

第七条 法第二十八条第六号に規定する第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設の管理権原者等は、法に義務付けられる標識の掲示のほか、当該施設に喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室及び喫煙可能室を定めなければならない場合は、当該施設の主たる出入口の見やすい箇所に、当該施設の屋内の場所に喫煙をすることができない場所がない旨を記載した標識を掲示するよう努めなければなりません。

2 学校、児童福祉施設、その他のこれらに準ずる施設や子どもが主として利用する施設の管理権原者等は、特定屋外喫煙場所を設けないよう努めなければなりません。

（子どもや妊婦等への受動喫煙の防止等）
第八条 喫煙をする人は、家庭等において、子どもや妊婦など受動喫煙により健康を損なうおそれが高い人が利用している場所や同室の空間で喫煙をしないよう努めなければなりません。

2 喫煙をする人は、子どもや妊婦など受動喫煙により健康を損なうおそれが高い人が同乗している自動車の車内において、喫煙をしないよう努めなければなりません。

3 喫煙をする人は、たばこを消した後に残留するたばこの臭気やその他の残留物に関して、子どもや妊婦等への配慮に努めなければなりません。

（路上等における受動喫煙の防止等）

第九条 喫煙をする人は、学校、児童福祉施設、病院等及びこれらに準ずる施設や子どもや妊婦など受動喫煙により健康を損なうおそれが高い人が主として利用する施設周辺の上や通学時間帯における通学路において、喫煙をしないよう努めなければなりません。

2 公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項第一号及び自然公園法（昭和三十一年法律第六十一号）第二条第一号から第四号までに規定するものをいう。）及び児童遊園（児童福祉法第四十条に規定するものをいう。）において、管理権原者等や利用者は、子どもや妊婦など受動喫煙により健康を損なうおそれが高い利用者への受動喫煙の防止に努めなければなりません。

（推進体制の整備）

第十条 県は、県民等、市町村、事業者、管理権原者等その他関係者と連携、協力して受動喫煙の防止に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとします。

（財政上の措置）

第十一条 県は、受動喫煙の防止に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとします。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

（見直し）

2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとします。

（政務調査課）

福島県条例第四十九号

福島県教育関係職員定数条例等の一部を改正する条例

（福島県教育関係職員定数条例の一部改正）

第一条 福島県教育関係職員定数条例（昭和五十四年福島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十一号中「第二十二号第二項」を「第二十二の三第一項」に改める。

（福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例（平成二十五年福島県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（教育総務課）

福島県条例第五十号

福島県立高等学校条例の一部を改正する条例

福島県立高等学校条例（昭和三十九年福島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表中「福島県立須賀川高等学校 須賀川市」を「福島県立須賀川創英館高等学校 須賀川市」に改め、福島県立長沼高等学校の項を削り、「福島県立大沼高等学校 大沼郡会津美里町」を「福島県立会津西陵高等学校 大沼郡会津美里町」に改め、福島県立坂下高等学校の項を削り、「福島県立湯本高等学校 いわき市」を「福島県立いわき湯本高等学校 いわき市」に改め、福島県立遠野高等学校の項を削り、「福島県立相馬東高等学校 相馬市」を「福島県立相馬総合高等学校 相馬市」に改め、福島県立相馬東高等学校の項を削り、「福島県立福島中央高等学校 福島市」を「福島県立ふくしま新世高等学校 福島市」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（高校教育課）

福島県条例第五十一号

福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例

福島県警察職員定数条例（昭和二十九年福島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「五〇一人」を「四九八人」に、「三、八三二人」を「三、八二八人」に改める。

第三条第一項第八号中「第二十二條第二項」を「第二十二條の三第一項」に改める。

附則第二項中「平成三十一年三月三十一日まで」を「令和四年三月三十一日まで」に改め、同項の表中「二二二人」を「一一九人」に、「二五五人」を「二五二人」に、「二、〇五一人」を「二、〇四四人」に、「二、〇七三人」を「二、〇五六人」に、「五〇一人」を「四九八人」に、「四、〇〇一人」を「三、九三九人」に改める。

附則第三項中「平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に改め、同項の表中「二二〇人」を「一一九人」に、「二五四人」を「二五二人」に、「二、〇三九人」を「二、〇二二人」に、「一、〇六八人」を「一、〇五四人」に、「五〇一人」を「四九八人」に、「三、九八二人」を「三、九三五人」に改める。

附則第四項中「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同項の表中「二二〇人」を「一一九人」に、「二五三人」を「二五二人」に、「二、〇三〇人」を「二、〇〇九人」に、「一、〇六四人」を「一、〇五四人」に、「五〇一人」を「四九八人」に、「三、九六八人」を「三、九三一人」に改める。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（警務課）

福島県条例第五十二号

福島県公安委員会委員の服務に関する条例の一部を改正する条例

福島県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十九年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「署名捺印」を「署名」に改める。

第三条中「外」を「ほか」に改める。

様式中「㊟」を削り、同様式備考中「日ヤニニニニニ」を「日ヤニニニニニ」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（総務課）

